

同一価値労働同一賃金を計算して、派遣労働の賃金をしっかり確認しましょう！

協定対象派遣労働者の最低賃金は、毎年厚生労働省が賃金統計を調査し決めている、一般平均賃金以上です。計算して、正当な賃金を確認し、派遣元・派遣先へ要求しましょう。簡単に計算できるツールを用意しました。

1

平均賃金計算シート
をダウンロード



<https://www.minpokyo.org/useful/9626/>

Q 同一価値労働同一賃金計算シート

ホームページに記載の方法で、ダウンロードします。

2

労使協定から
使用している統計調査を確認

統計調査には、「賃金構造基本統計調査」、「職業安定業務統計」の2種類があります。労使協定で使用している統計調査がわからない場合、「賃金構造基本統計調査」を用いましょう。

3

計算する年度を決めます

2021（令和3）年以降の、各年度の一般平均賃金を計算できます。

4

計算するシートを選びます

手順2、手順3から、Excelの下にある、計算に用いるシートを選んでください。

[2023（令和5）年賃金構造基本統計調査](#) [2023（令和5）年職業安定業務統計](#) [2022（令和4）年賃金構造基本統計調査](#) [2022（令和4）年職業安定業務統計](#) [2021（令和3）年賃金構造基本統計調査](#) [2021（令和3）年職業安定業務統計](#)

5

職種を選びます

就業時間の最も長い職種を1つ選んでください。

6

同じ職種で
何年以上働いているか

手順5で選んだ職種で、何年以上働いているか、0年、1年、2年、3年、5年、10年、20年から選びます。

7

地域を選びます

働いている事業所の所在地の都道府県を選びます。

8

通勤手当実費支給状況

通勤手当の実費支給がない場合は、「実費支給なし」。
通勤手当の実費支給がある場合は、「実費支給あり」を選びます。

9

退職費用上乗せ状況

退職時の退職費用がない場合は、「退職費用分上乗せ」。
退職時に別途退職金が支給される場合は、「--」を選びます。

10

1か月の給与を
計算するための入力項目

「1日の労働時間」、「1か月の労働時間」を入力すると、1か月の賃金を計算できます。

11

一般労働者の賃金
（1時間あたり・1か月あたり）

一般労働者の1時間あたり賃金と、1か月の給与が計算されます。派遣元正社員となる協定対象者への支給額は、この金額以上でなければなりません。支給額は、基本給に諸手当を足した合計額となります。

必要な環境

- ・ Windows/Mac PC
- ・ Microsoft Excel 2007 以降

※注意

データ確認をしておりますが、最終的には個人での情報源の確認と計算を行ってください。

同一価値労働同一賃金を計算して、派遣労働の賃金をしっかり確認しましょう！

<計算例>

2023（令和5）年の賃金構造基本統計調査で、販売店員として5年以上、大阪府内で働いており、通勤手当が支給されておらず、退職時に退職金が支払われず、1日8時間、月に20日協定対象者（派遣元正社員）として派遣労働を行った場合、1時間当たり1762円、月に281920円以上支給されなければなりません。

内の項目を選び、		内に数字を入れると、あなたの一般賃金を確認できます。	
		協定対象派遣労働者の賃金は、一般賃金と同等以上	
職種		基準値	代表例
1321 販売店員		¥1,076	○百貨店店員、総合スーパー店員、コンビニ店員、小売店店員、主に商品の仕入・販売に従事している小売・卸売店長
			除外例
同じ職種で何年以上働いているか		能力・経験調整指数	0
5年		138.1%	
地域		都道府県別地域指数	最低賃金
大阪		108.3%	¥1,023
通勤手当実費支給状況			
実費支給なし	¥71		
退職費用上乗せ状況	退職費用		
退職費用分上乗せ	5%		
1日の労働時間		8	
1か月の労働日数		20	
1か月の労働時間		160	
基準値：a		¥1,076	
b = a x 地域指数（小数点以下切り上げ）		¥1,166	
どちらを用いるか		↓統計調査	
c = a x 能力・経験調整指数（四捨五入）		¥1,486	C = 最低賃金 x 能力・経験調整指数（小数点以下切り上げ）
d = c x 地域指数（小数点以下切り上げ）		¥1,610	¥1,413
通勤手当：e		¥71	通勤手当：E
退職金：f = d x 0.05（小数点以下切り上げ）		¥81	退職金：F = C x 0.05（小数点以下切り上げ）
統計調査による一般労働者の賃金：g = d + e + f		¥1,762	最低賃金による一般労働者の賃金：G = C + E + F
一般労働者の賃金		¥1,762	¥1,555
1か月の給与：一般労働者の賃金 x 1か月の労働時間		¥281,920	
		※月給には、基本給、家族手当、役付手当、住宅手当、交代手当、通勤手当など諸手当が含まれます。	